

検査実施料に関するお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、令和7年10月31日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発1031第2号」により、測定項目に検査実施料の新設がされましたので、下記の通りご案内いたします。

健康と医療の未来に貢献すべく、より良い検査サービスのご提供に努めてまいります。

謹白

記

■ 適用日 令和7年 11月 1日から適用

■ 新規保険収載

測定項目	保険点数
赤痢アメーバ抗体定性	223点



新規保険収載

測定項目	保険点数	検体検査判断料	診療報酬点数表区分
赤痢アメーバ抗体定性	223点	免疫学的検査判断料 (※6 144点)	「D012」感染症免疫学的検査 「49」
留意事項			
(62) 赤痢アメーバ抗体定性は、関連学会の定める適正使用指針に従い、アメーバ性肝膿瘍を疑う場合又は糞便検査が陰性かつアメーバ性大腸炎を疑う場合であって、ELISA 法により血清中の赤痢アメーバ抗体を測定した場合に、一連の治療において1回に限り、本区分の「49」赤痢アメーバ抗体半定量、赤痢アメーバ抗原定性の所定点数を準用して算定する。			

※受託未定

以上